

## 消費税率改正に係る地方消費税の用途について

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%に上げられ、同時に地方消費税率についても100分の25(消費税率換算1%)から63分の17(消費税率換算1.7%)に上げられました。引上げ分の地方消費税は、年金・医療・介護・子育てといった社会保障4経費その他社会保障施策に充てるものとされています。

(歳入) ・市町村交付金(社会保障財源化分) 340,000千円

▽平成27年度地方消費税交付金

$$\frac{713,541 \text{千円}}{\text{H26年度決算見込}} \times \frac{1.158}{\text{増収見込}} \doteq \frac{826,000 \text{千円}}{\text{H27年度歳入見込}}$$

⇒うち、引上げ分の地方消費税交付金(H27年度地方消費税交付金の7/17)

$$826,000 \text{千円} \times \frac{7}{17} = 340,118 \text{千円}$$

(歳出) ・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 7,408,015千円

(単位:千円)

事業名	経費	財源内訳					
		特定財源				一般財源	
		国庫支出金	県支出金	市債	その他	引上げ分の地方消費税	その他
社会福祉事業	21,443	12,637				1,020	8,806
障害者福祉事業	1,749,548	797,522	461,927		11,981	80,240	478,118
高齢者福祉事業	68,681		2,332		1,061	3,060	65,288
児童福祉事業	2,805,705	1,217,954	495,669		287,828	128,860	804,254
ひとり親福祉事業	338,619	111,365	6,822			15,640	220,432
生活保護扶助事業	1,035,100	764,925	5,200		15,000	47,600	249,975
地域医療体制整備事業	476,863					21,760	476,863
疾病予防対策事業	292,343	7,851	123			13,600	284,369
国民健康保険事業	358,000	31,500	237,000			16,320	89,500
後期高齢者医療事業	261,713		196,284			11,900	65,429
合計	7,408,015	2,943,754	1,405,357	0	315,870	340,000	2,743,034